

告 示

埼玉県告示第千四百三十二号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（四級基準点）

三 作業地域

白岡市全域

四 作業期間

令和三年十二月二十四日から令和四年三月十八日まで